

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、その翌日)  
当日は、その翌日

## 目 次

### ◇規 則

鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則（観光課）

鳥取県立米子コンベンションセンター管理規則（シ）

鳥取県立境港通商管理規則の一部を改正する規則（障害福祉課）

公布された規則のあらまし

### ◇鳥取県立米子コンベンションセンター管理規則

#### 一 目的（第一条関係）

この規則は、鳥取県立米子コンベンションセンター（以下「センター」という。）の管理に關し必要な事項を定めることを目的とするものとする。

#### 二 利用時間（第二条関係）

1 センターの利用時間は、次のとおりとすることとした。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができることとした。

- (一) 多目的ホール、小ホール、楽屋、楽屋事務室、リハーサル室及び会議室  
午前九時から午後十時まで

(二) (一)に掲げる施設以外の施設 午前八時三十分から午後十時まで

2 知事は、利用時間を変更するとき、あらかじめその旨をセンターに掲示しなければならないこととした。

#### 三 休館日（第三条関係）

1 センターの休館日は、一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日までの日とすることとした。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができることとした。

2 臨時に休館し、又は休館日に開館する場合は、あらかじめその旨をセンターに掲示しなければならないこととした。

#### 四 利用の申込み（第四条関係）

1 センターの利用許可を受けようとする者は、申込書を知事に提出しなければならないこととした。

2 申込書の受付期間は、次のとおりとすることとした。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでないこととした。

(一) 多目的ホール（二分の一面を利用する場合を除く）、小ホール、楽屋又は楽屋事務室 利用日の一年前から七日前まで

#### 五 利用許可書の交付等（第五条関係）

1 知事は、利用許可をしたときは、その申込みをした者に許可書を交付することとした。

2 利用者は、知事の請求があつたときは、許可書を提示しなければならないこととした。

#### 六 利用許可の変更（第六条関係）

利用者は、当該利用許可に係る事項を変更しようとするときは、申込書を知事に提出して、その許可を受けなければならないこととした。

#### 七 利用の辞退の届出（第七条関係）

利用者は、センターの利用を辞退しようとするときは、あらかじめ届出書を

知事に提出しなければならないこととした。

八 施設設備の滅失等の届出(第八条関係)

利用者は、センターの施設設備を滅失し、又は毀損したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならないこととした。

九 利用の終了の届出(第九条関係)

利用者は、センターの利用を終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならないこととした。

十 利用料金の減額(第十条関係)

利用料金の減額をすることができる場合は、多目的ホール又は小ホールを専ら準備又は練習のために利用する場合とし、その場合における減額後の額は、次のとおりとすることとした。

区 分	金 額			
	午前の利用料	午後の利用料	夜間の利用料	全日の利用料
多目的ホール	一六、三三〇円	三三、六六〇円	四〇、八三〇円	八一、六六〇円
小ホール	二、四四〇円	四、八九〇円	六、一一〇円	一二、二二〇円

十一 雑則(第十一条関係)

この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

十二 施行期日

この規則は、平成十年四月二十九日から施行することとした。

◇鳥取県立境港通動寮管理規則の一部を改正する規則

- 一 収入月額から必要経費及び八、〇〇〇円を控除した額が一九、三九〇円を超える入居者に係る境港通動寮の使用料の月額を、収入月額から必要経費及び八、〇〇〇円を控除した額(上限 一九、七八〇円)に引き上げることとした。
- 二 この規則は、平成九年十二月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成九年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十一号

鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例(平成九年六月鳥取県条例第十六号)の施行期日は、平成十年四月二十九日とする。

鳥取県立米子コンベンションセンター管理規則をここに公布する。

平成九年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十二号

鳥取県立米子コンベンションセンター管理規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例(平成九年六月鳥取県条例第十六号。以下「条例」という。)の規定に基づき、鳥取県立米子コンベンションセンター(以下「センター」という。)の管理に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(利用時間)

第二条 センターの利用時間は、次のとおりとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

一 多目的ホール、小ホール、楽屋、楽屋事務室、リハーサル室及び会議室 午前九時から午後十時まで

二 前号に掲げる施設以外の施設 午前八時三十分から午後十時まで

2 知事は、前項ただし書の規定により利用時間を変更するときは、あらかじめその旨をセンターに掲示しなければならない。

(休館日)

第三条 センターの休館日は、一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日までの日とする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

2 前条第二項の規定は、前項ただし書の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。

(利用の申込み)

第四条 条例第三条の規定による許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、様式第一号による申込書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申込書の受付期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

一 多目的ホール(二分の一面を利用する場合を除く)、小ホール、楽屋又は楽屋事務室 利用しようとする日(当該利用が二日以上にわたる場合は、その初日。以下

「利用日」という。)の一年前から七日前まで

二 前号に掲げる施設以外の施設 利用日の六月前から前日まで

(利用許可書の交付等)

第五条 知事は、利用許可をしたときは、その申込みをした者に様式第二号による許可書を交付するものとする。

2 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、知事の請求があつたときは、前項の許可書を提示しなければならない。

(利用許可の変更)

第六条 利用者は、当該利用許可に係る事項を変更しようとするときは、様式第三号による申込書を知事に提出して、その許可を受けなければならない。

(利用の辞退の届出)

第七条 利用者は、センターの利用を辞退しようとするときは、あらかじめ様式第四号による届出書を知事に提出しなければならない。

(施設設備の滅失等の届出)

第八条 利用者は、センターの施設設備を滅失し、又は毀損したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

(利用の終了の届出)

第九条 利用者は、センターの利用を終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その点検を受けなければならない。

(利用料金の減額)

第十条 条例第九条の規定による利用料金の減額をすることができる場合は、多目的ホール(条例別表の一の1の(一)を適用する場合に限る。)又は小ホールを専ら準備又は練習のために利用する場合とする。この場合において、減額後の利用料金は、別表のとおりとする。

(雑則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成十年四月二十九日から施行する。  
別表(第十条関係)

区 分	金 額			
	午前の利用料	午後の利用料	夜間の利用料	全日の利用料
多目的ホール	一六、三三〇円	三三、六六〇円	四〇、八三〇円	八一、六六〇円
小ホール	二、四四〇円	四、八九〇円	六、一一〇円	一二、二二〇円

備考

- 一 この表において「午前」とは午前九時から正午までをいい、「午後」とは午後一時から午後五時までをいい、「夜間」とは午後六時から午後十時までをいい、「全日」とは午前九時から午後十時までをいう。
- 二 午前零時から午前九時まで又は午後十時から午後十二時までの間に利用する場合の利用料の額は、午前又は夜間の利用料の額を勘案して知事が別に定める。
- 三 正午から午後一時まで又は午後五時から午後六時までの間に利用する場合(全日の利用をする場合を除く。)の利用料の額は、午前又は午後の利用料の額を勘案して知事が別に定める。

様式第1号(第4条関係)

鳥取県立米子コンベンションセンター利用申込書

職 氏名 様 年 月 日

郵便番号 所 住 申込者 氏 名 (団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号

次のとおり鳥取県立米子コンベンションセンターを利用したいので、申し込みます。

催物の名称	
利用の目的 (催物の内容)	
利用施設	
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時まで
準備期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時まで
開催期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時まで
撤去期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時まで
入場予定者数	延べ 人 1日最大 人(月) 最小 人(月) 日)
入場料の徴収等	有(最高額 円)・無 一般公開・関係者のみ
営利・非営利の別	営 利・非営利
冷・暖房等の利用	有(冷 房・暖 房・展示用電気・展示用水道)・無
会場責任者	(住 所) (氏 名) (電話番号)

注 情報アラガを利用する場合には、「利用施設」欄にその利用面積を平方メートル単位で記入すること。

様式第2号 (第5条関係)

鳥取県立米子コンベンションセンター利用許可書

第 号

住所 氏名 様  
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日

職 氏 名 [印]

年 月 日付で申込みのあった鳥取県立米子コンベンションセンターの利用については、次のとおり許可します。

催物の名称	
利用の目的 (催物の内容)	
利用施設	
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
利用料金	円 (冷・暖房利用料、設備利用料等は含まない。)
許可の条件	

様式第3号 (第6条関係)

鳥取県立米子コンベンションセンター利用変更申込書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号 住所 氏 名  
申込者 (団体にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

鳥取県立米子コンベンションセンターの利用許可事項を変更したいので、次のとおり申し込めます。

許可年月日及び番号	年 月 日	第 号	変更の有無
催物の名称			
利用の目的 (催物の内容)			
利用施設			
利用期間	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで	
準備期間	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで	
開催期間	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで	
撤去期間	年 月 日 時 分から	年 月 日 時 分まで	
入場料の徴収等	有 (最高額 円) ・ 無	一般公開・関係者のみ	
営利・非営利の別	営 利 ・ 非 営 利		
冷・暖房等の利用	有 (冷 房 ・ 暖 房 ・ 展示用電気・展示用水道) ・ 無		

注 全項目について変更後の内容を記入するとともに、変更する項目については「変更の有無」欄に「有」と記入すること。  
添付書類 変更に係る利用許可書

様式第4号 (第7条関係)

鳥取県立米子コンベンションセンター利用辞退届出書

職 氏名 様 年 月 日

郵便番号  
住 所  
氏 名  
届出者  
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

鳥取県立米子コンベンションセンターの利用を辞退するので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び 番号	年 月 日 第 号
催物の名称	
利用施設	
利用期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
辞退の理由	

添付書類 辞退に係る利用許可書

鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年十一月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十三号

鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立境港通勤寮管理規則(昭和四十八年三月鳥取県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表中「一九、三九〇円」を「一九、七八〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成九年十二月一日から施行する。